

令和3年2月第2回松阪市教育委員会定例会会議録

令和3年2月22日（月）教育委員会室

議題

議案第2号 松阪市就学等に関する規則の一部改正について

報告事項

1. 令和3年度教育費当初予算案について
2. 松阪市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について
3. 令和2年度1月児童生徒の問題行動等について
4. 松阪市松浦武四郎記念館運営審議会委員及び顧問の委嘱について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	長 島	彩 子
委員	岡 田	光 生
委員	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美

出席事務局職員

局長	鈴 木	政 博
教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西	雅 之
公民館マネジメント担当参事兼 生涯学習課長	藤 武	利 文
スポーツ振興・国体担当参事	刀 根	和 宜
学校教育課長	塩 野	光 弘
学校支援課長	尾 崎	充
学校支援課 子ども安全・安心担当監	小 泉	恵 希
スポーツ課長	松 林	正 人
国体推進室長	前 出	和 也
文化課文化財担当監	松 葉	和 也

午後1時30分開会

○教育長

ただ今から、令和3年2月第2回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしました。ご報告申し上げます。

本定例会につきましては、前回同様、感染防止対策として、アルコール消毒、マスクの

着用を徹底するとともに、出席職員を必要最小限とし、会議の時間短縮を図りながら進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事項書に従いまして、進めさせていただきます。

議案第2号「松阪市就学等に関する規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局から説明)

○教育長

もう少し補足をさせていただきますと、指導要録というのは、子どもたちの学籍の記録をきちっと20年にわたり保管をしていくものです。

学習指導要領が、改定される度に指導要録が変わることになります。先ほど申し上げましたように、観点ということで、例えば、資料の6ページの国語のところを見ますと、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度が記入されております。

以前の4観点というのは、他に、何がありましたか。

◎事務局

意欲・関心・態度、思考・判断・表現、技能、知識・理解の4観点です。

○教育長

それら3観点について、今後は評価をしていくという形になります。一応、これがずっと残って行って、小学校から中学校へ、中学校から高校へつながっていくということになります。

◆委員

これは5段階での絶対評価でしょうか。それぞれ3観点も、5段階でつけていくということなんでしょうか。

◎事務局

観点につきましては、ABCの3段階となります。

○教育長

この3段階について、簡単にご説明願えますでしょうか。

◎事務局

評価につきましては、ABCで評価いたします。

学習指導要領の教育目標に合わせて設定するもので、観点到照らし合わせ、概ね満足できると判断されますとBになります。

そのような評価で、ABCの3つに分かれております。

○教育長

観点について、具体的な内容をお願いできますでしょうか。

◎事務局

3観点につきましては、これまで知識と技能が分かれた評価観点となっていました。

しかし、今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、評価のあり方が変わり、知識と技能が一体化となりました。その知識・技能というのが、1つの評価の観点となります。

2つ目が、思考・判断・表現の観点でして、これは、子どもたちが身に付けた知識・技能を活かして課題を解決したり、自分の考えを表現したりすることについての観点です。

3つ目が、主体的に学習に取り組む態度という評価の観点であります。これは、子どもたちが、課題を解決するために立てた見通しを、調整したり粘り強く解決したりすることができたかどうか等についての観点です。

○教育長

これは、情報公開の対象になりますので、誰もがみれることになります。
よろしいでしょうか。

◆委員

厳しくなりそうですね。今度、改正されて3つの観点で成績がついてくるとなると、保護者からみれば、子どもにとって厳しい評価になるんじゃないかと私は思うんです。

◆委員

これは、3つの観点を総合的に考えて、評価がつくといく考え方で良いのでしょうか。
それぞれ、33%ずつの割合でとか、そういう意味では無いですよ。

◎事務局

基本は、Bを観点の基準としております。

○教育長

厳しくなるという捉え方は、どうなんでしょうか。

◎事務局

まずは、新しい学習指導要領全面実施に伴う評価の観点になりますので、あくまでも、指導と評価の一体化ということがとても大事になります。

教育現場におきましては、新学習指導要領で求められる力をつけるための指導をしていくことに合わせて、評価することになります。

観点や規準をしっかりと設定した上で、評価することになっておりますので、決して厳しくなるというようなものではございません。

◆委員

そうですね。学校のテストも確かに、内容で分かれていて、何点何点と配分されているので、改定前の方がまだ分かりやすいと思うんですが。

例えば、音楽ですと、知識が低くても、技能がすごく良い子もいるじゃないですか。笛とか歌がすごく上手な子、でもテストの点が低いとか。そういう子どもなら、前の指導要領であれば、評価が分かれているので、分かりやすいかなと思ったんですけど。

そういう意味では、芸術系のものになると、先生の評価もやりにくいのではないかと思います。5教科の方は、テスト問題も観点を考慮して組んであったりするので、あんまり影響も無いかなと思いますが、副教科に関しては、知識・技能が一緒となっていると、ちょっとどうなのかなという感じがしております。

また、救済されるような子どももいるのではないのでしょうか。知識がなくても、技能が良ければ、その評価が良くなるといった、子どもも出てくるのではないのでしょうか。

◆委員

イメージとしてはですね、我々の時代の評価は、知識と技能を合わせてきたものを評価されていたんだと思うんです。今は、先程の2つ目3つ目のことが重要視されてきたので、そこをあえてしっかり示されてきた、そう考えればいいんじゃないかと思うんですが。

どうでしょうか。

◎事務局

先ほど、委員でご協議いただきましたように、知識と技能が一体となるということについて、理解しておかなくてはなりません。

新しい学習指導要領の中で、社会で求められる力として、生きて働く知識・技能というのが必要になってきております。

○教育長

この観点別の評価というのは、多分、皆さんの学生の頃にはなかった話だと思います。平成10年に、学習指導要領が改定になり、生きる力の考え方が創出されてきた時に、この目標に準拠した評価が出てまいりました。

それまでは、いわゆる絶対評価を加味した相対評価でございました。それが、目標に準拠した評価をすることによって、相対評価ではなく、その子の持っている学習指導要領に示された力が、必ず身に付いたかどうか。そういう観点の下、いわゆる絶対評価になってきました。そのような流れから、この観点別評価が導入されるようになった訳です。

それと、もう一つ、学習指導要領は、今までは最高基準のものとされており、学習指導要領を超えて指導してはいけないということになっておりました。日本全国、どの場所でも、その中身は同じでございました。そして、教科書も一緒でした。

ところが、平成10年から、学習指導要領が最低基準となりました。ここまでは、確実に身に付けましょうと。ここから上の内容については、さらに進んでやってもいいですよという風に中身が変わりました。ですから、大きく内容が削減されて、その当時の議論では、円周率が3で終わるとか、割り算は概数で良いとか、そんなことを言われた時期もありました。

今回、知識の量だけではなくて、知識をどう活用していくかというのが、今回の学習指導要領で求められるものであり、記録する様式などに反映されてきたんだと思います。

市では、この部分を変えるだけで良いんでしょうね。

◎事務局

はい、そうです

○教育長

他の記録様式は、そのままなんですか。

◎事務局

特別の教科 道徳の箇所が設けてあります。

○教育長

ただ、道徳だけは、観点別評価でなく、記述式で評価するということになりますが、皆様、よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第2号を可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。
議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告事項につきまして、事務局から説明願います。

(報告事項1から4について、事務局から説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対して、ご質問等はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようでございますので、報告事項1から4は承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしということでございますので、報告事項1から4は承認いたしました。

○教育長

報告事項が終了いたしましたので、「その他の項」に入ります。

委員の方々から、「その他の項」で何かございませんか。

◆委員

中学校の卒業式のことなんです。後期試験の前に、毎年もう昔から、多分、私の時代から、後期試験の前に卒業式があったと思うんです。今年もそうでした。

この件に関して、保護者の方から、どうして後期試験の前に卒業式をやるのかというご意見を聞いております。それで、例年、インフルエンザだとかが流行って、去年、今年は、コロナ感染症が流行っております。卒業式となれば、外部の方や保護者とかが集まってきて、すごい人数が、一斉に集まるというセレモニーになる訳です。

そのところを考えると、感染拡大の面から見ても、2日後に試験を控えた子どもが、卒業式を行うのはいかななものか、そんなことをいろんなところから聞いております。私もそうだなあと。自分も3年生の保護者になれば、確かに試験の前では、すごくリスクがあることだなあと想像いたします。

これは、出席日数等々のこともあって、そういう日程になっているのかなとは思いますが、今後、コロナ感染症のようなことも起こる可能性があります。ですので、出来れば、試験の翌日とか、その試験が終わってから、卒業式をやっていただくのはどうなのかなあとと思うんですが。

そうしてもらった方が、多分、子どもたちも助かるし、もしそこで何か、病気に罹患して、試験が受けられなくなってもいけません。せめて、後期試験が終わった後に、卒業式を開催することができないかという、お願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

◎事務局

そのことにつきましては、以前、各中学校におきまして、保護者の方からご意見があったと伺っております。それを踏まえて、中学校長会で、当然、今般の状況がありましたので、対応についてどうしていくかということで、卒業式の日程の議論をされたとお聞きしております。

その結果、いろんなことを考慮する中で、今回のタイミングで、今年についても実施していくことになったと伺っております。

ただ、議論の詳しい中身について、把握はしておりませんが、その件については、十分慎重に協議した上で決定されたものと考えております。

◆委員

子どものことを考えると、出来ればお願いしたいということですが。

多分、卒業式で、はじけてしまう子どももいるかも知れないという、心配はあるかも知れませんが、やはり、体調万全にして、試験に臨んだ方が良いでしょう。セレモニーは、セレモニーとして盛大にというか、今は、コロナ感染で出来ないですが、最後の義務教育の行事として、送り出してあげたい。そういう気持ちはあります。

今後、教育委員会内で、もう一度協議をしていただいて、私の希望のようにしていただくと、保護者としても、多分、子どもたちとしても、その方がしっかりと区切りがついて良いんじゃないかなと思います。

○教育長

この卒業式というのは、学校行事となっております。ですから、教育委員会が一律に決めるのではなくて、それぞれの学校に任せてあります。

他の市町では、入試が終わってから卒業式を実施しているところもあります。

以前にも、幾つかいろんな議論がありました。前期選抜が終り、今度は、後期選抜が始まります。そこで、仮に、卒業式をその後にする、と、多分その時点で、入試に落ちた子どももいるんです。いわゆる、二次出願又は三次出願を受ける子どもなど、限られた子どもたちもいる訳です。

そうした時に、卒業式を、入試後の時点で実施すれば、そういった少数の子どもたちにとっての配慮は、どうなのかなということがあるんです。そんな意見が、一番当初の議論の中にあっただけです。

卒業式には緊張感を持って、終わって、そして入試がある。でも、その中で、やっぱりクラスの中で1人2人は、追試を受ける子や二次募集を受ける子どももいるんです。

そういった子どもたちのことを配慮して、卒業式を前に持ってくるという選択をするのではないかと思います。実際、卒業式を入試の後に実施した学校で、そのような課題が顕在化したことで、また、元の形に戻したということも聞いております。

ただ、委員おっしゃいましたように、病気に罹患する恐れのある状況でどうなのかなという事は、十分、議論するに値するものかなと思われま。

まあ、そういったあたりの配慮をしながら、総合的に判断して、今後は動いていく必要があるのかなと思います。

今年のようなコロナ禍の状況で、出席日数を考えた場合には、後にずらせばずらすほど良いかなとは思いますが、まあ、その辺も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

その他、何かございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、ご質問もございませんようですので、事務局から次回の定例会の日程報告について、ご報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会についてでございますが、3月23日火曜日午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

それではこれで、令和3年2月第二回教育委員会定例会を閉会いたします

午後2時5分終了